

1 行動計画2023の基本方針

行動計画2023においては、食の安全を確保し、かつ食の安全に関する情報を正しく伝え信頼を醸成することにより、食に対する安心を得るという方針のもと、次の2つを施策の柱としました。この2つの柱の下に5つの基本施策と14の個別施策を設定し、重点的に取り組む施策をはじめ様々な事業を展開して施策を推進します。
(表1：次ページ)

●施策の柱1 食の安全の確保

生産から販売に至る各段階において、主に行政と事業者による食の安全確保を推進します。

重点施策：H A C C Pに沿った衛生管理の推進

令和2（2020）年度に国際的に合意を得た考え方であるH A C C Pに沿った衛生管理が食品衛生法等で制度化され1年間の経過措置終了後までに対応が必要となります。関係各局が所管する施設に対し必要な支援により導入を進め、経過措置終了後には確実に履行していることを確認します。

●施策の柱2 食の安全への信頼の醸成

幅広い年代に対し食の安全に関する正確な情報提供を行い、関係者の相互理解を促すことにより、食の安全への信頼の醸成を推進します。

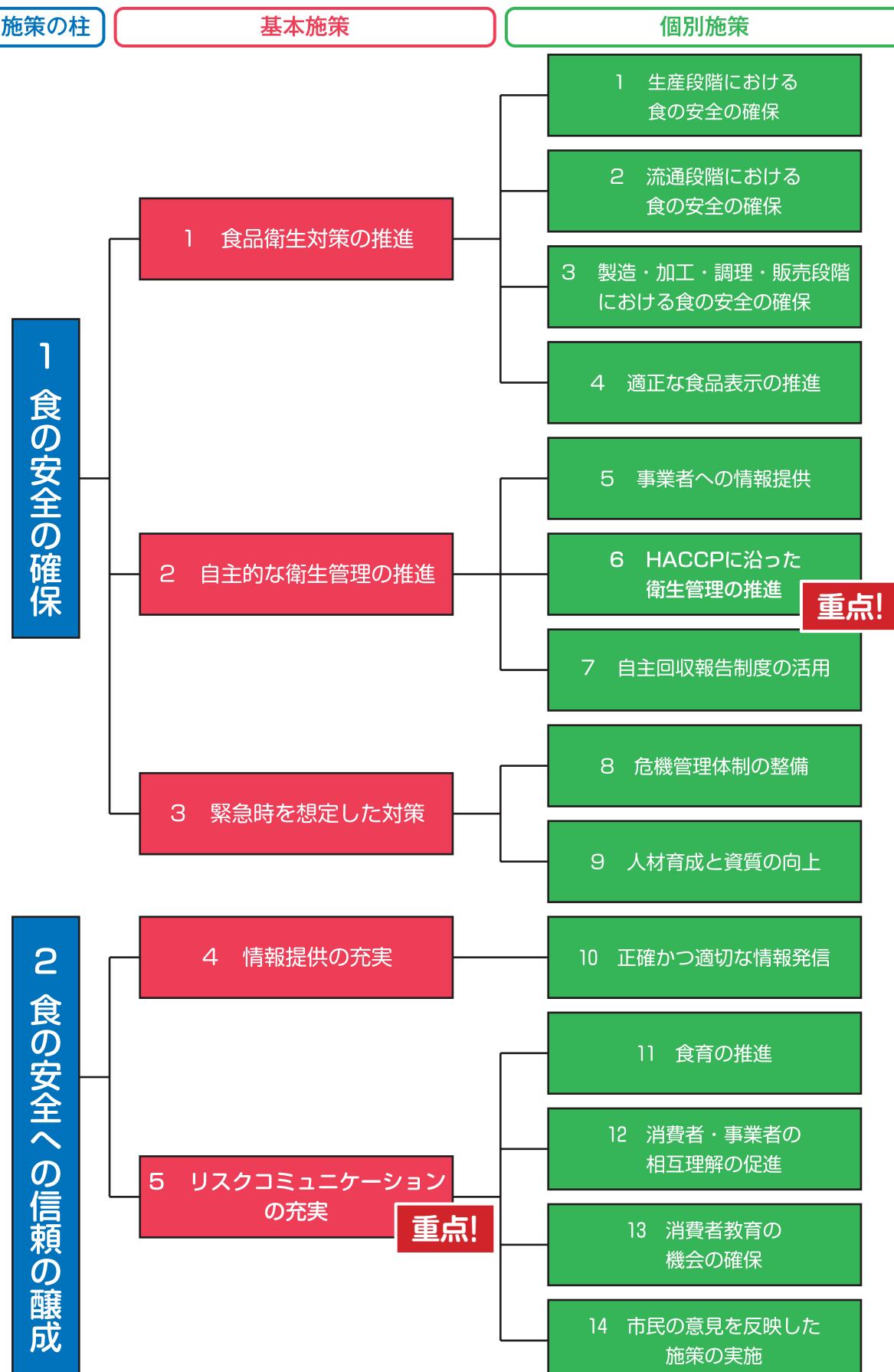
重点施策：リスクコミュニケーションの充実

信頼の醸成を推進するためには関係者間での相互理解が重要です。そのために必要な関係者間で情報や意見を交換することがリスクコミュニケーションです。各局がリスクコミュニケーション事業を充実し、幅広く展開することで立場の違う消費者・事業者・市の三者の間での信頼の醸成を図っていきます。

施策の柱1「食の安全の確保」及び施策の柱2「食の安全への信頼の醸成」を相互に推進することにより、市民の皆様に「安心」と思っていただける状況を目指します。

第3章 行動計画2023の基本方針と重点施策

〈表1〉 施策の構成



2 指標となる目標値の設定

行動計画2023の進捗状況を把握するために、次表のとおり数値目標を設定します。

〈表2〉 成果目標

	指 標	基準値 平成29(2017)年度	目標値
計画全体	食品が安全・安心だと感じる市民の割合	71.6%	80%
施策の柱1 食の安全の確保	カンピロバクター食中毒の発生件数	9件	0件
	HACCPに沿った衛生管理を実施している施設	12.7% (※重点施設)	100%
施策の柱2 食の安全への信頼の醸成	リスクコミュニケーション事業へ参加した市民の延べ人数	過去5年平均 2,489人	3,000人以上
	講習会等消費者教育事業における理解度	90.7%	90%以上

※重点施設とは市内大規模食品製造業及び給食施設等のことです。

カンピロバクターとは

食中毒の原因となる細菌であり名古屋市内の飲食店でも食中毒が多発しています。原因施設の多くで、生又は加熱不十分な鶏肉料理が提供されていました。

HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point : ハサップ) とは

事業者自らが、食中毒菌汚染等の危害要因をあらかじめ把握(Hazard Analysis)した上で、原材料入荷から製品出荷までの全工程の中で危害要因*を除去低減するために特に重要な工程(Critical Control Point)を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化されていますが、国内中小規模事業者における普及率は高くありません。

第4章 施策の展開

施策の柱1 食の安全の確保

基本施策1 食品衛生対策の推進

個別施策1 生産段階における食の安全の確保

(1) 農薬の適正使用の啓発や環境保全型農業^{*}の推進【緑政土木局】

安全な農産物の生産を推進するため、生産者に対して、農薬など薬剤の適正使用の啓発や環境保全型農業の推進を行います。



農薬の適正使用講習会の様子

(2) 家畜伝染病^{*}の発生予防、まん延防止【緑政土木局】

家畜伝染病の発生を予防するため、希望する市内畜産農家に消毒・殺虫剤の購入補助等を行います。また、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病のまん延を防止するため、防疫対策マニュアルを更新するとともに府内の関係課と発生を想定した訓練を実施します。



家畜飼育の様子

個別施策2 流通段階における食の安全の確保

中央卸売市場における食の安全の確保【経済局・健康福祉局】

食の流通拠点である中央卸売市場において、安全な生鮮食品の供給を確保します。品質管理の向上のために、低温管理ができる施設を順次充実していくとともに、市場内関係者による食の安全・安心に関する連絡会議などを開催して、情報交換や勉強会などを行います。また、各市場に設置された衛生検査所が食品衛生の監視指導及び検査を行い、食の安全・安心の確保を担保します。

名古屋市中央卸売市場		
本 場	熱田区	青果部 水産物部 つけ物部
北部市場	西春日井郡 豊山町	青果部 水産物部
南部市場	港区	食肉部



まぐろ低温卸売場（本場）



細菌検査の様子

名古屋市南部と畜場*について

食肉を扱う名古屋市南部市場には食用にする目的で牛、豚をと畜、解体するため名古屋市南部と畜場が併設されています。衛生的なと畜を行うとともに、と畜検査員が1頭ごとに検査を行い、食用に不適な病気の家畜や病変部位を排除して食肉の安全を確保しています。



と畜検査の様子

個別施策3 製造・加工・調理・販売段階における食の安全の確保

(1) 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導【健康福祉局】

食品衛生法に基づき、「名古屋市食品衛生監視指導計画」（以下「監視指導計画」という。）を毎年策定し、流通量、危害度など、施設や特性を踏まえた目標値を立て重点的に事業を実施していきます。

ア カンピロバクター食中毒防止対策の推進

監視指導計画の中で特に行動計画2023の成果指標として挙げているカンピロバクター食中毒を重点事項とし、食鳥処理場から食肉販売、調理・提供の各段階において監視指導等衛生指導を徹底します。

イ 食品関連施設などに対する監視指導の実施

製造、流通、販売などの状況やカンピロバクターやノロウイルスなどの食中毒や違反などの食品衛生上の問題の発生状況を踏まえ、食品関係施設に対し、効率かつ効果的な監視指導を実施します。



食品衛生監視員^{*}による監視指導

ウ 食品などの収去^{*}（抜き取り）検査の実施

収去（抜き取り）検査の計画に従い、市内で製造される食品や市内を流通する食品（輸入食品を含む）などの安全性を確認し、違反を発見した時には速やかに市場から排除します。なお、検査は食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び令和元（2019）年度に移転し検査機能を強化する衛生研究所において実施します。

○名古屋市が実施している主な検査

[微生物の検査]

健康被害を起こし食中毒の原因となる病原微生物や施設の衛生状態を示す一般細菌数等の検査を実施します。

[放射性物質の検査^{*}]

放射性物質による食品の汚染問題を受け、市内に流通する食品を対象に収去

し、放射性物質の検査を実施します。

[残留農薬及び残留動物用医薬品に関する検査]

野菜果物等の農産物に加えて冷凍食品等の加工食品について残留農薬の検査を、牛や豚などの畜産物に加えて養殖水産食品について残留動物用医薬品の検査を実施します。

[食品添加物の検査]

食品添加物の使用基準が遵守されているか確認するために、市内製造品又は流通食品を対象に検査を実施します。また、食品添加物表示が適正にされているか検査により確認します。

[アレルゲン*を含む食品の検査]

アレルゲンを含む表示の欠落は、食物アレルギーといった健康被害の発生に結びつくため、市内で製造又は流通する食品を対象に収去検査することで、適正表示を確認します。

[遺伝子組換え食品の検査]

遺伝子組換え技術による農産物やそれを原料とした加工食品について検査を実施します。

[輸入食品に対する検査]

輸入食品取扱施設に立入り、違反や流通状況などを考慮し監視指導と収去を実施することで違反食品の発見排除に努めます。

(2) 学校給食における安全・安心の確保 【教育委員会】

給食の安全確保に向け、文部科学省の定める「学校給食衛生管理基準」を始めとした各種衛生基準に基づき、施設・設備、食品等は衛生的に取扱うとともに、食材の検収、検食、調理従事者への研修、食材や器具の衛生検査等を実施します。また、食材の産地、放射性物質の検査結果、食物アレルギー等に関する情報を公表します。小学校給食の調理委託をするにあたっては、受託する事業者の学校給食に係る知識・技能を総合的に評価し、委託後も、調理従事者への研修や衛生検査を行います。中学校スクールランチ*においては、衛生に関する専門的な知識を有した指導員を設置し、衛生検査や食材のチェックを行います。

第4章 施策の展開

(3) 社会福祉施設などの給食の安全の確保 【健康福祉局・子ども青少年局】

抵抗力の弱い幼児や高齢者などが集団生活を行っている社会福祉施設などにおいて、食中毒防止を図るため、国が定めた「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた施設の衛生管理、調理従事者の健康管理や研修を実施します。

(4) 健康食品の医薬品成分検査及び指導 【健康福祉局】

いわゆる健康食品による健康被害を防止するため、医薬品成分を含有する疑いがある健康食品の成分検査を実施します。また、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品の広告に対して指導を行います。

(5) 廃棄食品の適正な処理 【環境局】

食品残渣を扱う廃棄物処理業者に対して、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理状況など、廃棄食品の適正な処理を確認するために、立入検査を行います。

個別施策4 適正な食品表示の推進

食品表示法に基づく適正な表示の推進 【健康福祉局】

事業者に対し、食品表示法に基づく表示が適正に実施されるよう監視、指導を行います。表示事項ごとに定められた経過措置期間終了までの間は、新基準による表示への移行促進と監視指導を並行して実施し、経過措置期間終了後は、不適正な表示に対し指導等を行います。また、必要に応じて、国や他自治体などの関係機関と連携して調査、指導を行います。

食品表示とは？

食品の表示は、消費者が食品を選択するためや、食品の内容について正しく理解し、食べる際の安全性を確保するために重要な情報源です。また、食品による健康被害が起こった際には、行政機関が原因調査を行う時の大切な情報源ともなります。そのため、事業者は食品に関する情報を正確に表示しなければなりません。食品の表示ルールは、食品表示法をはじめとするさまざまな法律で定められています。

食品表示法		
健康の保護及び増進、並びに 食品の生産及び流通の円滑化、並びに、消費者の需要に即した食品の生産の振興		
景品表示法 不当な表示を規制	計量法 内容量等の表示	医薬品医療機器等法 医薬品的効能効果の表示禁止

食品表示法は、表示の目的により以下のように表示項目を定めています。

関係法令	表示の目的	表示項目の例	担当部局
食品表示法	衛生上の危害 発生防止	消費（賞味）期限、保存 温度、アレルゲンを含む かどうか、食品添加物、 遺伝子組換え食品を含む かどうか など	保健センター保健管理課 又は健康安全課 食品衛生課 食品衛生検査所 食肉衛生検査所
	国民の健康の 増進	栄養成分の量及び熱量 など	保健センター保健予防課 健康増進課
	品質に関する 適正な表示 (自主的かつ 合理的な選択 の機会の確 保)	原材料、原産地 など	食品衛生検査所 食品衛生課 (関係機関) 愛知県農業水産局食育消 費流通課 東海農政局米穀流通・食 品表示監視課

基本施策2 自主的な衛生管理の推進

個別施策5 事業者への情報提供【健康福祉局】

講習会を開催し、自主管理の中心的な役割を担う食品衛生責任者※の育成や食品衛生に関する最新の情報を提供します。

第4章 施策の展開

個別施策 6

HACCPに沿った衛生管理の推進【経済局・健康福祉局・子ども青少年局・教育委員会】

関係各局が連携して流通から製造・調理、販売の各段階での、事業者が実施するHACCPに沿った衛生管理の取り組みに対し、経過措置終了までは必要な支援により導入を進め、経過措置終了後は確実な履行を確認します。また、毎年策定している監視指導計画に基づき対象施設に対する導入状況の確認をしていきます。

個別施策 7

自主回収報告制度の活用【健康福祉局】

事業者が不良食品について、自主回収に着手する時、市に報告することを義務付け、市が関与することにより自主回収がより適切に実施されるようにします（令和2（2020）年度まで）。令和3（2021）年度以降は国が構築した食品リコール報告制度に基づき、事業者に報告を求めます。

基本施策 3

緊急時を想定した対策

個別施策 8

危機管理体制の整備

(1) 食中毒事件などに対する体制整備【健康福祉局】

食中毒などの健康被害が発生した場合や違反食品の発見時などに、保健所長を中心とした体制で被害拡大防止を図ります。

市内で大規模な食中毒等が発生した場合には、食中毒対策本部を設置し対応にあたり、複数自治体にまたがる食中毒が発生した場合には、広域連携協議会^{*}の構成員として関係機関と連携して対応にあたります。

〔食中毒対策本部について〕

500人を超える患者や重症者、死亡者の多発等大規模な食中毒の発生（その疑いがある場合を含む。）時に設置するものです。体制は以下のとおりです。

本部長 保健所長

副本部長 健康部長 参事（生活衛生）

衛生研究所長

健康福祉局 総務課長 監査課長 保健医療課長 感染症対策室長

環境業務課長 食品衛生課長 衛生研究所副所長

また、市民からの苦情等相談を保健センターなどで受け付け、緊急を要する際は原因究明のため該当食品などの調査や検査を隨時行うなど迅速かつ的確に対応します。

(2) 注意喚起情報の発信【健康福祉局】

健康被害の発生のおそれがある食品の流通が認められた時などは、市公式ウェブサイトなどで注意喚起情報を発信します。

また、夏季の食中毒が起こりやすい温度や湿度になったときなど、食中毒の発生が予想される場合には「食中毒警報※」を、また、冬季のノロウイルス食中毒が発生しやすい時期には「ノロウイルス食中毒注意報・警報※」を発令して、市民や食品事業者へ食中毒防止を呼びかけます。

さらにカンピロバクターやノロウイルスなど特に発生件数が多い食中毒の防止対策として、食中毒防止キャンペーンを実施し、重点的に注意喚起を行います。



【カンピロバクター食中毒防止
キャンペーン啓発資材の一例】

(3) 災害に対する備え【健康福祉局】

災害時を想定し、「名古屋市地域防災計画※」に本市が行う食品衛生業務について規定するとともに、「指定避難所運営マニュアル※」に避難所における食中毒防止対策についての資料を盛り込み、災害発生時の食品の安全確保に備えます。

また、平常時から市民に対し、リーフレット等を活用し避難所における食中毒防止対策について事前の周知啓発を図ります。

個別施策9 人材育成と資質の向上【健康福祉局】

食中毒など健康危機発生時に迅速かつ的確な対応や監視指導を行うための各種研修を実施し、食品衛生監視員の資質の向上を図ります。また、国などが主催する各種専門の研修会へ職員を派遣することにより、最新の衛生管理知識や検査技術などを習得します。

第4章 施策の展開

施策の柱2 食の安全への信頼の醸成

基本施策4 情報提供の充実

個別施策10 正確かつ適切な情報発信

食品安全・安心学習センターを食の安全情報発信の拠点と位置付け、正確かつ適切な情報を発信します。

(1) 様々な媒体を利用した情報提供【スポーツ市民局・健康福祉局】

市民に対して、市公式ウェブサイトやくらしのほっと通信など様々な媒体を活用して食中毒防止をはじめとした食の安全確保に関する情報提供を行います。また、苦情等相談窓口の周知や食品等事業者の食の安全確保の取組みの情報を継続的に発信していきます。

(2) 食品表示に関する理解の促進【健康福祉局】

消費者を対象に食品安全・安心学習センターや保健センターなどが実施する講習会などで食品表示について正しく理解し、適切に食品を選択できるよう説明します。

(3) 食品ロス^{*}削減に関する適切な情報発信【環境局・健康福祉局】

家庭での食品ロスを削減するため賞味期限・消費期限及び保存方法の正しい理解の促進や、外食時の持ち帰りについて食品衛生上の注意事項に関する情報提供を行います。

基本施策5 リスクコミュニケーションの充実

個別施策11 食育の推進【健康福祉局】

食の安全への信頼を醸成するためには、市民一人ひとりが食に関心を持ち、自ら食育を実践することが重要です。名古屋市食育推進計画に基づき食育を総合的に推進し、市民の食育に対する関心を高め、食の安全に関しても、知識と選択する力を習得し、健全な食生活の実現をめざします。

〈参考 食育とは〉

食育とは、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるこことされています。(食育基本法前文より)

個別施策12 消費者・事業者の相互理解の促進

消費者と事業者がより身近な関係になって、相互に信頼関係が築かれることを目指します。

(1) 市場まつり・親子市場見学会の実施 【経済局】

卸売市場の役割を広く周知するため、市場関係事業者などが行う市場まつりや親子市場見学会など様々な活動を支援します。

(2) 食農教育^{*}の推進 【緑政土木局】

食農教育とは、食料を生産する農業の役割や重要性を理解してもらうために行う様々な教育のことをいいます。小学校への出前講座の実施や、農業センターを始めとする農業公園3公園での食や農業に関する各種講座・体験教室・収穫体験イベント等の開催、朝市や青空市の開催支援を行います。



市場まつり「食の物語フェア」
(中央卸売市場北部市場)



小学校への出前講座

第4章 施策の展開

個別施策13 消費者教育の機会の確保

各ライフステージで食の安全について学ぶことができるよう、様々な機会を提供します。

(1) 食品安全・安心学習センター事業の実施【健康福祉局】

小中学生期から高齢者までの幅広い世代に対し、中央卸売市場本場内の食品衛生検査所において講習・体験学習等を行うことにより食の安全に関する理解を深めます。

また、食品衛生検査所へ来ていただくことが難しい方々にも、食の安全について学んでいただけるように、所外での出張講座を実施します。

(2) 消費者講習会の開催【健康福祉局】

消費者を対象に、保健センターなどで講習会を開催し、認知度の低いカンピロバクターなどの食中毒防止に関する情報を提供します。

保健センターの両親学級（パパママ教室）や乳幼児健診などでは、妊娠婦や乳幼児が注意すべき食品のとり方や取り扱い方など、食の安全・安心に関する啓発事業を行います。

(3) 意見交換会の実施【健康福祉局】

食の安全・安心フォーラム、消費者懇談会などにおいて、食の安全について、社会的な問題となったテーマなどを取り上げて、消費者、事業者、市の三者が情報と意見を交換する場を設けます。



食の安全・安心フォーラム



意見交換事業の様子

(4) 消費生活センターにおける講座の開催【スポーツ市民局】

消費生活センターでは、食に関する身近な題材を取り上げた簡易テストや手作り実習を通じて学ぶ体験型の実習講座などを定期的に開催します。

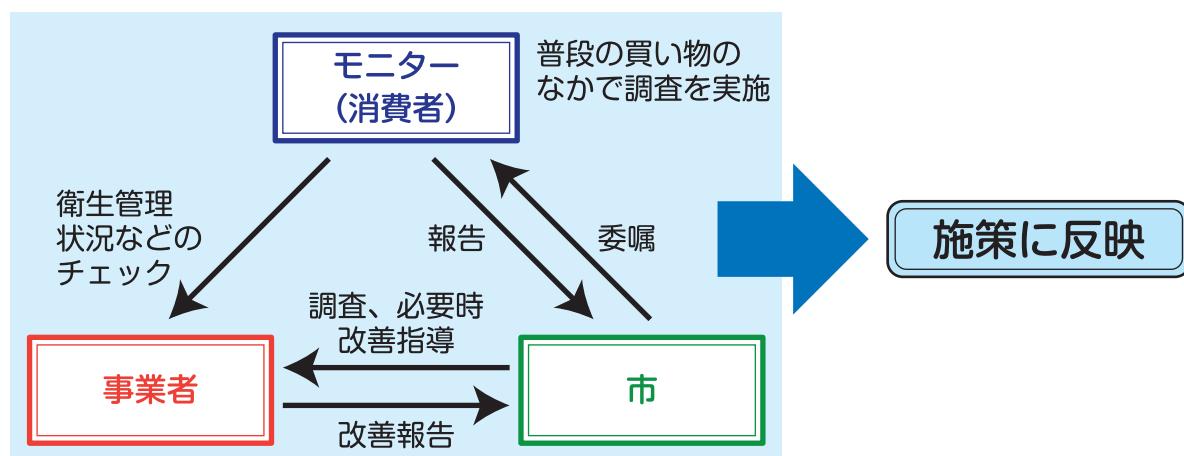
個別施策14 市民の意見を反映した施策の実施

(1) 一日食品衛生監視員の実施 【健康福祉局】

消費者から公募した一日食品衛生監視員が、食品衛生検査所の監視員と同行して、名古屋市中央卸売市場本場内の食品販売施設などに対して衛生状態の確認等を行います。その後、市場内の関係事業者、消費者、市の三者が意見交換を行い衛生の向上を図ります。

(2) 食の安全・安心モニター制度の活用 【健康福祉局】

消費者に「食の安全・安心モニター」を委嘱し、食の安全について幅広く情報や意見をいただき、食の安全・安心の確保に関する市の施策に市民の皆様のご意見を反映します。



(3) 計画への意見募集 【健康福祉局】

行動計画2023について、推進会議などで実施状況を報告し、意見をいただきます。

また、監視指導計画についても、市民からの意見を募集し、計画の策定に役立てていきます。